

令和6年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務委託 募集要項(公募型プロポーザル)

1 案件名称

令和6年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

2025年大阪・関西万博での「空飛ぶクルマ」の万博会場と大阪市内の「2地点間運航」の実現とその後の商用運航拡大にあたっては、十分な住民理解が不可欠であることから、市民等に対し、空飛ぶクルマの安全性や実現により市民生活・地域社会にもたらされる新たな価値・サービスなどについて広く共有し、社会受容性の向上を図ることを目的とする。

今般、この目的を達成するため、次の委託業務内容について、民間事業者のもつノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

(2) 委託業務の内容

具体内容については、別紙1『令和6年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務委託仕様書』(以下「仕様書」という。)を参照のこと。

(3) 契約上限額

金 11,518 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

※令和6年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※契約の締結は令和6年度大阪市予算の成立以降に行う。

(5) 履行場所

発注者が指定する場所 (大阪市内)

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

VRコンテンツが入ったヘッドマウントディスプレイ (8台)、のぼり (2基)、パネル (1セット)、コンセプトムービー (2種類)

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、**ア**及び**イ**に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面と併せて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に

基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 直近1か年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (6) 令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わず、小中学生を対象とした授業形式での講義やワークショップ等事業を実施した実績（ただし、実施中のものを除く。）を有すること。
- (7) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(6)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。ただし、(6)については、構成員のいずれかが満たしていればよいものとする。
 - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| ● 公募開始 | 令和6年3月19日（火） |
| ● 資料閲覧 | 令和6年3月26日（火） |
| ● 質問受付期限 | 令和6年3月29日（金） |
| ● 質問に対する回答 | 令和6年4月3日（水）（予定） |
| ● 参加申請関係書類の提出期限 | 令和6年4月9日（火） |
| ● 参加資格審査結果通知 | 令和6年4月12日（金）（予定） |
| ● 企画提案書類の提出期限 | 令和6年4月18日（木） |
| ● プレゼンテーション審査 | 令和6年4月24日（水）又は4月25日（木）（予定） |
| ● 選定結果通知 | 令和6年5月上旬（予定） |
| ● 契約締結・事業開始 | 令和6年6月上旬（予定） |

6 応募手続きに関する事項

(1) 資料閲覧

ア 閲覧できるもの

- ・ VR コンテンツ、のぼり、パネル、チラシ、コンセプトムービー

イ 閲覧日時

- ・ 令和6年3月26日（火）午前10時から正午まで

ウ 閲覧場所

- ・ 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階 第2会議室又は中ふ頭側会議室

エ 申請方法

- ・ 「公募型プロポーザル資料閲覧申込書」（様式1）に必要事項を記入のうえ、令和6年3月22日（金）午後5時までに下記9の提出先までEメールにより提出し、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、資料閲覧できないことがある。
- ・ Eメールによる提出にあたっては、「件名」に「【依頼：令和6年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務委託 資料閲覧について】」と明記のうえ、様式1の連絡先等にあるアドレスで送付すること。
- ・ 資料閲覧については、1事業者3名までとする。

※電話、口頭、持参、郵送による申込は受け付けない。

オ その他

- ・ 閲覧については時間制とし、申し込み先着順に実施する。
- ・ 閲覧時間、閲覧場所の詳細等を次のとおり、様式1の連絡先等にあるアドレスあてに令和6年3月25日（月）午前中（予定）に通知する。
- ・ 閲覧時間は30分程度を予定しているが、変更する場合がある。
- ・ 発注者が指定した資料閲覧開始時間以降は、会場へ入室できない。また、発注者が指定した閲覧時間に延長はない。
- ・ 資料閲覧の際に一切質問は受け付けない。質問がある場合は6（2）に記載の受付期間及び提出方法により行うこと。
- ・ 資料閲覧は任意である。

(2) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和6年3月29日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式2）に箇条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、Eメールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「【質問：令和6年度「空飛ぶクルマ」社会

受容性向上業務委託」と明記すること。

※電話や口頭（資料閲覧時を含む。）での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和6年4月3日（水）（予定）に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

（2）参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式3-1）
 - (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式5）
 - (ウ) 令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わず、小中学生を対象とした授業形式での講義やワークショップ等事業を実施した実績（ただし、実施中のものを除く。）を有することがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写し。また、企業等の自主事業で行った場合は、実施した実績がわかる資料。
 - (エ) 使用印鑑届（様式6）
 - (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
 - (カ) 事業概要（パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの）
 - (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2，その3の3でも可）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
- ※ (ク)及び(ケ)は、「未納の額がないことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
- ※ (エ)～(コ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3-1に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書（様式3-2）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式4）
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式5）
- (エ) 令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わず、小中学生を対象とした授業形式での講義やワークショップ等事業を実施した実績（ただし、実施中のもの

のを除く。)を有することがわかる契約書及び業務内容がわかる仕様書等の写し。また、企業等の自主事業で行った場合は、実施した実績がわかる資料。

- (オ) 使用印鑑届(様式6) ※代表構成員のみ
 - (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:原本】 ※代表構成員のみ
 - (キ) 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)
 - (ク) 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
 - (ケ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人都民税)の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
 - (コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2,その3の3でも可)【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの:写し可】
 - (サ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)
 - (シ) 共同事業体協定書(写し)【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】
- ※ (ウ)及び(キ)~(サ)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。
 - ※ (ケ)及び(コ)は、「未納の額がないことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)を提出すること。
 - ※ (オ)~(サ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式3-2に承認番号を記載すること。)

イ 提出期限

令和6年4月9日(火)午後5時まで(必着)

また、参加申請書類の提出と併せて、下記9のEメールあてに、「件名:参加申請令和6年度「空飛ぶクルマ」社会受容性向上業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和6年4月12日(金)(予定)に様式3-1又は3-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル企画提案書(様式7-1(単独法人等用)又は7-2(共同事業体用))

(イ) 仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書

- ・ A4判 42 ページまで（表紙や目次も制限ページ数に含む。）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すること。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさは（ポイント数）11ポイントとする。

A 出前授業企画運営等業務

仕様書5（1）ア③からオの項目ごとに詳細に提案すること。

【提案を求める事項】

- ・ 授業内容について、空飛ぶクルマのある未来や新しいまちづくりがイメージできる内容を盛り込むこと。
- ・ 授業の構成について、具体的に提案すること。なお、対象者数については、指定する学校の規模によるため、人数に応じて柔軟に対応できる内容とすること。
- ・ 講師については、提案する事業の中身に合った想定する講師像について提案すること。

B イベント企画運営等業務

仕様書5（2）ア①から③、⑤及びイの項目ごとに提案すること。併せて、イベント参加者等の関心を引くための戦略を詳細に提案すること。

【提案を求める事項】

- ・ VR体験コーナーについて、体験する際の手順や、1人あたりに要する時間、安全対策等について提案すること。
- ・ VR体験コーナーについて、市民等が空飛ぶクルマに関する興味をひくことができるようなブースの装飾について提案すること。
- ・ VR体験コーナーについて、仕様書で定める機器等の使用のほか、目的を果たすためにより効果が見込まれる機器等がある場合は、その使用方法及び内容について具体的に提案すること。

C 実施運営体制及び全体スケジュール

空飛ぶクルマ理解促進のための出前授業の運営及びイベントでのブース運営にかかる実施運営体制について、役割分担やスタッフの配置など、詳細に提案すること。また、業務執行にかかる全体スケジュールを作成のうえ提案すること。

D 安全管理等

本事業における事故等の防止などにかかる安全対策や、事故発生時の対応及び連絡体制、またイベントにおける参加者に対する接遇について、詳細に提案すること。

E 小中学生を対象とした授業形式での講義やワークショップ等事業の実績内容
令和元年度以降、国又は地方自治体、民間を問わず、小中学生を対象とした授業形式での講義やワークショップ等事業を実施した実績並びに、その際に工夫したことなどを具体的に記載すること。

F 提案見積書

- ・積算内訳については、単価・人数・数量・月数など、積算を詳細に記載すること。（様式自由）
- ・共同事業体による参加や再委託を実施する際には、その業務ごとの分担と一致するよう記載すること。なお、再委託の定義については「再委託に関する特記仕様書」によるものとし、再委託の予定金額についても記載すること。

イ 提出部数

正本（上記（3）ア（ア）～（イ））1部（記名したもの）

副本（上記（3）ア（ア）～（イ））8部

※副本には記名せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記6（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和6年4月18日（木）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、専門性を有する外部の者で構成する。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和6年4月24日（水）又は4月25日（木）（予定）

※詳細は、上記6（2）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階

大阪市経済戦略局共通会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- ・参加者が行うプレゼンテーションは、上記6（3）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- ・1者あたり20分程度（うち説明10分以内、質疑応答含む。）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。共同事業体の場合も同様とする。

※ 実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

評価項目		配点	
1 技術点			
事業目的等の理解	・ 当事業の目的、内容等を理解し、的確に反映されたものとなっているか。	10 点	
出前授業の内容及び実施計画	・ 小中学生からの関心を集めるとともに、空飛ぶクルマの安全性や実現によりもたらされる新たな価値・サービス等について理解を深める内容となっているか。	15 点	45 点
	・ 授業内容に即した適切な講師としているか。	10 点	
	・ 授業運営方法等が小中学生にとって魅力的であり、理解促進を図ることができる内容となっているか。	10 点	
	・ 出前授業の内容が、空飛ぶクルマがある未来・新たなまちづくりをイメージできる工夫がなされているか。	10 点	
イベント企画運営等業務にかかる実施計画	・ イベントでの周知・啓発事業は、幅広い年齢層の参加者の関心を集め、空飛ぶクルマについて理解を促すことができる内容となっているか。 ・ 提案内容が現実的であり、業務を確実に遂行できるものとなっているか。	20 点	
実現性	・ 小中学生を対象とした出前授業やワークショップ等事業の実績が十分にあるか。 ・ 事業を実施するために、必要な人員体制を整え、事業を円滑かつ確実に実行できる運営体制となっているか。	10 点	
安全性	・ イベント等でのブース運営及び出前授業における安全管理や連絡体制などが適切であるか。	10 点	
2 価格点			
	費用積算の妥当性など	5 点	
合計(委員 1 名あたり)		100 点	

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識者で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合は、次の評価項目の順に点数を評価し、受注予定者とする。

- ① 技術点の各項目の合計点が高い者を受注予定者とする。
- ② 上記①における各項目の合計点が同じ場合は、「事業目的等の理解」及び「出前授業の内容及び実施計画」の各項目の合計点が高い者を受注予定者とする。
- ③ 上記②における各項目の合計点が同じ場合は、「出前授業の内容及び実施計画」の得点が高い者を受注予定者とする。
- ④ 上記③における得点が高い場合は、「イベント企画運営等業務にかかる実施計

画」の得点が高い者を受注予定者とする。

⑤ 上記④における得点と同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。

ウ 合計点について、一委員でも評価点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は受注予定者として選定しない場合がある。その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 提案見積書に記載の額が、上記2(3)の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和6年5月上旬(予定)に様式3-1又は3-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

8 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和6年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、発注者はその損害について一切負担しない。
- (2) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 全ての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない

(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。)

- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。
- (7) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (8) 参加申請後に、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、上記7(2)において、合計点について、一委員でも評価点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

9 提出先、問い合わせ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階

電話：06-6615-3719

Eメール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。